人生100年時代

たった一度の人生を、今を、より良く生きるために時間の活用がとても大切になります。

「終活」とは

「終活」は終わる活動と書きますが、人生終わりの活動ではなく、終わりまでの活動を言います。たった一度の人生をどう生きるかを考え準備する活動、それが「終活」です。

「終活」は認知症や重篤な病気になってからでは、なかなか出来ません。後悔しないため、家族に心配をかけないために健康な今、「終活」を始めましょう。

エンディングノートと遺言書の違い

	法的拘束力	作成方法	内容	費用	確認方法
エンディングノート	なし	自由	自由	無料（市販のものだと数百円～数千円）	いつでも可能
遺言書	あり	決められた形式（それ以外は無効となる）	相続財産等について	有料（数万円）	本人の死後、相続人全員が揃っているとき

遺言書や任意後見契約（P19）については、大河原公証役場（0224-53-2265）にご相談ください。

弁護士、司法書士どちらに相談すればいいの？

相続関係や成年後見制度などの相談は、基本的には弁護士も司法書士も相談にのれます。そのうえで、

・多額の借金がある、遺産分割協議が必要になるなどの場合は弁護士

・相続財産に不動産があり、名義変更などが必要になる場合は司法書士

などというように、それぞれの得意分野を考えてみるのも一つの選択方法です。